その他告示

○国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省　告示第一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月二十一日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
国土交通大臣　金子　恭之

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省　告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
［略］	［略］
一　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項	一　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
1　［略］	1　［略］
2　移動等円滑化の目標	2　移動等円滑化の目標
［略］	［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　車両等	(2)　車両等
①～④　［略］	①～④　［略］
⑤　船舶	⑤　船舶
一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する総隻数約七百隻のうち約七十パーセントに当たる約四百九十隻について、令和十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、令和十二年度までに、船舶の構造等の制約条件を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。	一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する総隻数約七百隻のうち約七十パーセントに当たる約四百九十隻について、令和十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、令和十二年度までに、船舶の構造等の制約条件を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。
さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。	さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。
⑥　［略］	⑥　［略］
(3)～(9)　［略］	(3)～(9)　［略］
二～七　［略］	二～七　［略］

附　則

この告示は、公布の日から施行する。